

# 令和3年度島根県立特別支援学校（視覚障がい教育）高等部本科及び専攻科 生徒募集要項

島根県立盲学校

## 1 出願資格

- (1) 島根県立盲学校高等部本科に出願することができる者は、以下の①に該当する者であって、かつ②又は③に該当する者とする。
- ① 学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障がい者
  - ② 特別支援学校中学部若しくは中学校又は義務教育学校（以下「中学校等」という。）を卒業した者及び令和3年3月に卒業する見込みの者
  - ③ 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者
- (2) 島根県立盲学校高等部専攻科に入学を志願することができる者は、以下の①及び②に該当する者とする。
- ① 学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障がい者
  - ② 特別支援学校高等部又は高等学校（以下「高校等」という。）を卒業した者及び令和3年3月に卒業する見込みの者

また、(1) (2)の者は以下のことを満たす者とする。

- 入学志願者は、原則として島根県内に居住している者とする。ただし、特別の事情が認められる県外居住者については、島根県立盲学校長は出願を認めることができる。  
(4 出願手続 参照)
- 入学志願者並びに保護者及び担任(志願者が成人の場合にあっては、保証人(保護者等))は、島根県立盲学校長の定める期日に本校の就学相談会に参加することとする。  
(3 就学相談会 参照)

## 2 募集定員

別途公示する。

## 3 就学相談会

入学志願者の入学の意思又はその就学に関する保護者及び担任（志願者が成人の場合にあっては、保証人とする）の意向を十分に把握し、適切な就学を図るため、以下のとおり就学相談会を実施する。

学校名	就学相談会			住所 電話番号
	参加受付期間	開催日	相談会場	
島根県立 盲学校	9月15日(火) ～ 10月9日(金)	10月22日(木)	東部 会場 島根県立盲学校	島根県立盲学校 松江市西浜佐陀町 468 Tel:0852-36-8221
		10月27日(火)	西部 会場 島根県立浜田ろう学校	

### (1) 就学相談会参加に要する書類

入学志願者の卒業又は卒業見込みの中学校等（高校等）（以下「出身中学校等（高校等）」という。）の校長は、島根県立盲学校長へ下記の書類と切手を書留郵便にて送付する。なお、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者は、書留郵便にて直接、島根県立盲学校長へ送付する。

- ①就学相談会申込書（視様式第1号）
- ②就学相談会事前調査書（視様式第2号）
- ③切手84円（定形郵便物）

<留意点>

- ・視様式第1号及び第2号については、島根県教育用ポータルサイトに掲載する。ただし、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者については、入学者選抜に係る説明会の際又は請求に応じて配付する。
- ・複数の特別支援学校へ参加を申し込む場合については、複写でもよい。ただし、押印は別とする。障がい種が異なる特別支援学校については、様式が異なるため留意すること。

#### （2）就学相談会の日時の通知

島根県立盲学校から出身中学校等（高校等）の校長を経由して個別に通知する。なお、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者は、島根県立盲学校から直接通知する。

## 4 出願手続

### （1）出願の制限

入学志願者は、他の特別支援学校と併願することはできない。ただし、島根県立盲学校高等部専攻科理療科と同科保健理療科については、併願することができる。

なお、視覚障がいの他に、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱を併せ有する者も出願できる。

### （2）入学願書等の提出

- ① 入学志願者は、次に掲げるものを作成し、出身中学校等（高校等）の校長を経由して、所定の期間中に島根県立盲学校長へ提出しなければならない。

ただし、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者は除く。（4 出願手続（1）③を参照）

ア 入学願書（視様式第3号）

イ 本科普通科に出願する者は、視覚に関する診断書（視様式第4号、出願前3ヶ月以内に診断されたもの）

ウ 本科保健理療科、専攻科理療科、専攻科保健理療科に出願する者は、視覚に関する診断書（視様式第4号、出願前3ヶ月以内に診断されたもの）及び内科に関する診断書（視様式第5号、出願前3ヶ月以内に診断されたもの）

エ その他、島根県立盲学校長が指示したもの

- ② 出身中学校等の校長は、志願者ごとに次に掲げるものを作成し、①の志願者から提出されたものとまとめて、所定の期間中に島根県立盲学校長へ提出しなければならない。

ア 入学志願者調査書（本科志願者：視様式第6号、専攻科志願者：視様式第7号）

イ 受検票書留送付用切手440円（定形外郵便+簡易書留）

ウ 検査結果通知書書留送付用切手440円（定形外郵便+簡易書留）

エ その他、島根県立盲学校長が指示したもの

- ③ 入学志願者で、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者は、次に掲げるものを所定の期間中に島根県立盲学校長へ提出しなければならない。

ア 入学願書（視様式第3号）

イ 本科普通科に出願する者は、視覚に関する診断書（視様式第4号で、出願前3ヶ月以内に診断されたもの）

ウ 本科保健理療科、専攻科理療科、専攻科保健理療科に出願する者は、視覚に関する診断書（視様式第4号、出願前3ヶ月以内に診断されたもの）及び内科に関する診断書（視

様式第5号で、出願前3ヶ月以内に診断されたもの)

エ 受検票書留送付用切手440円(定形外郵便+簡易書留)

オ 検査結果通知書書留送付用切手440円(定形外郵便+簡易書留)

カ その他、島根県立盲学校長が指示したもの

<出願書類に係る留意点>

- ・入学願書(視様式第3号)については、就学相談会の際に配付する。
- ・入学志願者調査書(視様式第6号)については、島根県教育用ポータルサイト及び県教育委員会(特別支援教育課)ホームページに掲載する。
- ・封筒表面左に「入学者選抜関係書類在中」と朱書きし、書留郵便にて提出すること。

(3) 出願期間

**令和3年1月8日(金)から令和3年1月15日(金)まで**

**\* 郵送の場合は、1月15日(金)午後5時 必着**

**\* 持参の場合は、午前9時から午後5時までの間で受け付ける(ただし土・日・祝日を除く)**

(4) 受検の辞退

出願した後、入学志願者が何らかの事由で受検又は志願を辞退する場合は、入学志願者はすみやかに出身中学校等(高校等)の校長を経由して、島根県立盲学校長に入学者選抜検査辞退届(県様式3)を提出すること。ただし、中学校等(高校等)を卒業後6年以上経過している者及び1出願資格(1)③に該当する者は、直接、島根県立盲学校長へ提出する。

(5) 県外居住者の出願

① 保護者が県外に居住する本県当該特別支援学校高等部本科及び専攻科入学志願者は、居住地の都道府県教育委員会で証明を受けた県外特別支援学校高等部・専攻科入学志願許可書(県様式6)と県外入学志願誓約書(県様式7)を、出身中学校等(高校等)の校長を経由して県教育委員会(特別支援教育課)に提出する。ただし、中学校等(高校等)を卒業後6年以上経過している者及び1出願資格(1)③に該当する者は、直接、島根県教育委員会(特別支援教育課)へ提出する。

そこで、本県の当該特別支援学校高等部本科及び専攻科への出願を許可した場合に限り、島根県教育委員会は当該出身中学校等(高校等)を経由して県外入学志願誓約書を入学志願者に送付する。ただし、中学校等(高校等)を卒業後6年以上経過している者及び1出願資格(1)③に該当する者については、直接送付する。入学志願者は、入学願書に許可を受けた県外入学志願誓約書を添付し、出身中学校等(高校等)の校長を経由して、当該特別支援学校長に提出する。ただし、中学校等(高校等)を卒業後6年以上経過している者及び1出願資格(1)③に該当する者については、直接提出する。

② 県外居住者で、保護者の転勤又は転住によって、本県の特別支援学校高等部本科及び専攻科へ出願期限を過ぎて出願するときは、4出願手続き(5)県外居住者の出願①の手続きにより島根県教育委員会(特別支援教育課)に願い出た上、県外特別支援学校高等部・専攻科特別入学志願許可書(県様式8)によって許可を受けたものに限り出願することができる。また、その場合には居住地の都道府県教育委員会の許可を受けた県外特別支援学校高等部・専攻科入学志願許可書(県様式6)と県外入学志願誓約書(県様式7)を入学願書に添付しなければならない。

(6) 受検料

不要

## 5 選 抜 検 査

(1) 入学者選抜基準

島根県立盲学校長は、各受検者について、島根県立盲学校高等部本科及び専攻科の教育課程による学習の適性を判断して選抜を行う。

## (2) 検査内容

- ① 本科普通科Aコース（進学及び職業的自立を目指して学習するコース）  
面接
- ② 本科普通科Bコース（社会的自立を目指して学習するコース）  
面接
- ③ 本科保健医療科  
面接、学力検査、身体機能検査、健康調査
- ④ 専攻科理療科  
面接、学力検査、身体機能検査、健康調査
- ⑤ 専攻科保健医療科  
面接、学力検査、身体機能検査、健康調査

## (3) 実施期日

**令和3年2月3日（水）**

## (4) 検査場

島根県立盲学校

## (5) 受検票

受検票および日程の詳細等は、志願先の特別支援学校から出身中学校等を経由して、入学志願者あてに送付する。ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者には、直接送付する。

## (6) 追検査

やむを得ない事由により検査を受けることができない入学志願者は、入学者選抜検査開始時刻までに島根県立盲学校長に報告することとし、その後すみやかに入学者選抜検査欠席事由届（県様式1）を出身中学校等（高校等）の校長を経由して島根県立盲学校長に届け出ることにより、追検査を求めることができる。ただし、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者は、直接、島根県立盲学校長へ提出することとする。

## 6 合格発表

### (1) 合格者の発表

**令和3年2月17日（水）午前10時**

島根県立盲学校において、掲示等で発表する。ただし、電話での問い合わせには応じない。

### (2) 合否の通知

出身中学校等（高校等）を経由して、受検者本人又は保護者あてに文書により通知する。出身中学校等（高校等）の校長が教員を派遣して交付を受ける場合は、該当の中学校等（高校等）の校長はその教員をとおして委任状（県様式5）を提出するものとする。

ただし、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者については、直接合否を通知する。

## 7 入学の辞退

合格発表後、何らかの事由により入学を辞退する場合は、入学志願者は出身中学校等（高校等）の校長を経由して、島根県立盲学校長にすみやかに入学辞退届（県様式4）を提出することとする。ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者は、直接、島根県立盲学校長へ提出することとする。提出を受けた島根県立盲学校長は、写しを島根県教育委員会（特別支援教育課）へ提出する。

\*\*\* 参考 \*\*\*\*  
 昨年度（令和2年度）島根県立特別支援学校高等部及び専攻科の定員は次のとおり

〔視覚障がい教育〕

学校名	学 科		学級区分	1学級人数	学級数	募集定員
島根県立盲学校	本 科	普通科	単一障がい学級	8名	1	8名
			重複障がい学級	3名	1	3名
		保健理療科	単一障がい学級	8名	1	8名
			重複障がい学級	3名	1	3名
	専攻科	理療科	単一障がい学級	8名	1	8名
		保健理療科	単一障がい学級	8名	1	8名
		重複障がい学級	3名	1	3名	

〔聴覚障がい教育〕

学 校 名	学 科		学級区分	1学級人数	学級数	募集定員
島根県立松江ろう学校	本 科	普 通 科	単一障がい学級	8名	1	8名
			重複障がい学級	3名	1	3名
		産業技術科	単一障がい学級	8名	1	8名
			重複障がい学級	3名	1	3名
	専攻科	産業工芸科	単一障がい学級	8名	1	8名
		生活デザイン科	単一障がい学級	8名	1	8名
		重複障がい学級	3名	1	3名	
島根県立浜田ろう学校	本 科	美術工芸科	単一障がい学級	8名	1	8名
			重複障がい学級	3名	1	3名
		被 服 科	単一障がい学級	8名	1	8名
			重複障がい学級	3名	1	3名

〔知的障がい教育〕

学 校 名	学 科	学級区分	1学級人数	学級数	募集定員	
島根県立松江養護学校	普通科	単一障がい学級	8名	5	40名	
		重複障がい学級	3名	12	36名	
	安来分教室	普通科	単一障がい学級	8名	1	8名
島根県立出雲養護学校	普通科	単一障がい学級	8名	5	40名	
		重複障がい学級	3名	7	21名	
	邇摩分教室	普通科	単一障がい学級	8名	1	8名
	雲南分教室	普通科	単一障がい学級	8名	1	8名
島根県立石見養護学校	普通科	単一障がい学級	8名	1	8名	
		重複障がい学級	3名	3	9名	
島根県立浜田養護学校	普通科	単一障がい学級	8名	2	16名	
		重複障がい学級	3名	5	15名	
島根県立益田養護学校	普通科	単一障がい学級	8名	2	16名	
		重複障がい学級	3名	3	9名	
島根県立隠岐養護学校	普通科	単一障がい学級	8名	1	8名	
		重複障がい学級	3名	1	3名	

〔肢体不自由教育〕

学 校 名	学 科	学級区分	1学級人数	学級数	募集定員
島根県立松江清心養護学校	普通科	単一障がい学級	8名	1	8名
		重複障がい学級	3名	3	9名
島根県立江津清和養護学校	普通科	単一障がい学級	8名	1	8名
		重複障がい学級	3名	1	3名
島根県立出雲養護学校	普通科	重複障がい学級	3名	1	3名
島根県立益田養護学校	普通科	重複障がい学級	3名	1	3名

〔病弱教育〕

学 校 名	学 科	学級区分	1学級人数	学級数	募集定員
島根県立江津清和養護学校	普通科	単一障がい学級	8名	1	8名
		重複障がい学級	3名	1	3名
島根県立松江緑が丘養護学校	普通科	単一障がい学級	8名	2	16名
		重複障がい学級	3名	5	15名

# 学校教育法施行令

(昭和28年10月31日政令340号)

(視覚障害者等の障害の程度)

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね〇. 三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢 体 不 自 由 者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

# 学校教育法施行規則

(昭和22年5月23日文部省令第11号)

第九十五條 学校教育法第五十七條の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者
- 二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三六号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者